

事 務 連 絡
令和2年2月21日

各 位

ライク健康保険組合

自営業者の被扶養者認定について（通知）

このことについて、以下のとおりの運用としますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

被扶養者異動届の届出において、自営業者の家族を被扶養者として申請する事案が散見されるが、自営業者においては、個人が独立して事業を営むことを自ら選択しているという観点から、確定申告書等で売り上げ、または収益等の一時的な減少をもって、直ちに被扶養者として認定するものでなく、被保険者の家計補助となる小規模事業者のような者を被扶養者として認定すべきものと解する。ただし、被扶養者の認定は、個々の事情を精査した上で決定されるものであるため、上記のような事情があるからと言って必ずしも認定されるものではないことについて注意されたい。

以上